

皇室における公職追放問題

―裕仁天皇と成年に達した皇族男子の場合―

神崎 豊

序

『人民評論』一九四八年一〇月号で法政大学教授の中村哲は次のとおり論じている。

「天皇は憲法上、最高の統帥権者であつて、大元帥としての軍籍を有していたのであるから、軍人の公職追放という点から、それが免れているのは全く了解に苦しむところである。天皇たる地位は新憲法にあつても、公職であることを否定することは出来ないはずであるがその公職に大元帥は追放されずにいるわけである。天皇たる地位のみならず、摂政の地位も公職であることは当然であつて、この点からいつて、今上天皇の退位により現在の皇太子が天皇の地位に就くことになれば、皇族男子はすべて職業軍人であつたからそれらの人々には摂政としての公職に就く資格は存しないわけである。⁽¹⁾」

裕仁天皇の退位問題がもつとも高揚した時期は、裕仁がポツダム宣言を受諾する一九四五年八月一四日から、サンフランシスコ平和条約が発効する五二年四月二八日までである。⁽²⁾一八八九年二月一日に睦仁天皇が裁定し、

一九四七年五月二日かぎりで裕仁が廃止した皇室典範（以下、旧典範と記す）も、翌日の三日に一九四七年法律第三号として施行された皇室典範（以下、現典範と記す）も天皇の退位を規定していない。いずれの典範のもとでも、それが改正されて退位が規定され、実際に裕仁が退位することになるならば、皇太子の明仁親王が皇位を継承するが、五一年一月二日二日まで、明仁が成年に達しないため、まず、成年に達した皇族男子が摂政に就任しなくてはならなかったのである⁽³⁾。

さて、中村の議論で検討しなくてはならないのは、大元帥であった裕仁や職業軍人であった皇族男子が公職から追放されるのか否かと、天皇や摂政の地位が、追放の対象となる公職であるか否かの二点である。あらかじめ第一点についてのみ述べておくと、四五年一月三日に陸海軍が廃止され、四六年一月四日に連合国最高司令官総司令部（GHQ）が日本政府に、「好ましくない人物の公職よりの除去に関する覚書」（SCAPIN五五〇）を発し、時期を問わず、「正規の陸海軍将校」に就いた者をも罷免と排除の対象としていた。ここで、裕仁が陸軍および海軍の将校に就任した後に踐祚して陸海軍を統帥しており、成年に達した皇族男子——秩父宮雍仁親王、高松宮宣仁親王、三笠宮崇仁親王、伏見宮博恭王、山階宮武彦王、賀陽宮恒憲王、賀陽宮邦寿王、久邇宮朝融王、梨本宮守正王、朝香宮鳩彦王、朝香宮孚彦王、東久邇宮盛厚王、竹田宮恒徳王、閑院宮春仁王の三親王一二王——もすべて陸軍または海軍の将校に就任していたことに注目する。この問題意識から、本稿では、裕仁とこれらの皇族男子の公職追放問題について論じる。

この問題については、管見のかぎり、先行研究が存在しない。公職追放そのものの研究のなかでは、ハンス・ベアワルド『指導者追放』が、裕仁が追放されなかったことは、「日本の国民をあざむき誤まりみちびいた人々を追放するという一切の努力を、根底からゆがめてしまった」と指摘しているが、裕仁が追放を免れる実際の過程

については論じていない⁽⁴⁾。また、皇族の職務そのものの研究のなかでは、高久嶺之介「皇族の権威の社会化過程」が、皇族が皇室の権威を維持するために武官や社会公共事業団体の名誉職に就任していく過程を論じている⁽⁵⁾。坂本悠一「皇族軍人の誕生」も、皇族男子が主な公職として武官に就任していく過程を論じている⁽⁶⁾。しかし、両稿とも、近代天皇制が確立していく時期しか扱っていないため、皇族の公職追放問題にはもちろん触れていない。そこで、本稿では、敗戦から講和までの皇族男子の職務に触れながら、裕仁と皇族男子の公職追放問題について論じることにする。

一 軍籍離脱

まず、行論に関するかぎり、日本国憲法が施行される前に皇族男子が就任していた公職を四つ挙げておく。第一は、主な公職として就任した武官である。一八七三年一月九日の太政官達によって、皇族は、年長の者を例外として、陸軍または海軍に従事していた。一方で、天皇は、大日本帝国憲法のもとで、原則として法に拘束されないとされた⁽⁷⁾。他方で、一九〇七年二月一日に睦仁が公布した旧典範の増補によって、皇族の身位と権義に関する規程は、旧典範やそれに基づき発する規則である皇室令で定めるのが原則となり、旧典範と皇室令に別段の条規がない場合にかぎり、法律や勅令が皇族にも適用されることとなった⁽⁸⁾。したがって、皇族身位令（一九一〇年皇室令第二号）によって、皇太子と皇太孫は一〇歳に達した後に必ず陸軍および海軍の武官に、他の皇族男子は一八歳に達した後に原則として陸軍または海軍の武官に就任しなくてはならなくなった⁽⁹⁾。同時に、天皇の特旨によるのでないかぎり、文武官に関する法令が皇族にも適用されることになった。このため、三親王一二王

と裕仁とは、軍の将校に就任する手続が異なつたことはみのがせない。三親王一二王は、陸軍補充令（一九一一年勅令第二七〇号）によって、陸軍士官学校を卒業した後に陸軍少尉に就任し、陸軍武官服役令（一九二七年勅令第三三二号）によって現役に服するか、海軍武官任用令（一九二〇年勅令第六四号）によって、海軍兵学校を卒業した後に海軍少尉に就任し、海軍武官服役令（一九二七年勅令第三三三号）によって現役に服した。¹⁰しかし、裕仁親王は一九二二年七月三〇日に一一歳で皇太子になったため、嘉仁天皇の特旨によって、陸軍士官学校と海軍兵学校に入学することさえなく、九月九日に陸軍および海軍の少尉に就任し、二五年一〇月三一日に陸軍および海軍の大佐にまで進級し、現役に服した。¹¹そのうえで、裕仁は二六年二月二五日に踐祚したため、帝国憲法のもとで陸海軍を統帥すると同時に、文武官に関する法令が適用されなくなったのである。なお、明仁は皇太子として誕生するが、四三年一月二三日に一〇歳に達した後も、裕仁の特旨によって陸軍および海軍の少尉に就任することがなかった。¹²ただし、皇族男子は軍の将校に就任して現役に服したため、他の公職に就任したり、そこで活動したりすることが制約されていた。たとえば、陸軍刑法（一八八一年太政官布告第六九号）や海軍刑法（一八八一年太政官布告第七〇号）は、現役の軍人が政治に関与することを禁止していた。また、陸海軍将校分限令（一八八八年勅令第九一号）が施行されてからは、階級ごとに決まっている現役定限年齢に達する前に軍部外の文官に専任した軍の将校は予備役に編入されることになつていた。¹³

さて、公職の第二は枢密院班列である。枢密院官制（一八八八年勅令第二二号）のもとで天皇は枢密院に親臨しており、一八八八年五月一八日に睦仁は勅旨によって、成年に達した親王に、枢密院に班列する権利を持たせた。¹⁴親王は枢密院官制によって枢密顧問官に親任されるのではなかったことが重要である。旧典範や帝国憲法が議決された後、八九年六月一三日からは親王が全く枢密院に班列しなくなつたが、ポツダム宣言が受諾された後、一

九四五年八月二五日からは高松宮と三笠宮が希望して枢密院に班列するようになった。⁽¹⁵⁾ なお、秩父宮は四〇年から気管支炎で療養していたため、枢密院に班列することはなかった。⁽¹⁶⁾ 第三は皇族会議員である。旧典範のもとで、成年に達した皇族男子が皇族会議を組織しており、天皇はそれに親臨した。皇族会議は旧典範の改正や摂政の設置を議することになっており、旧典範の増補のもとで王が皇籍を離脱することができるようになると、それをも議することになった。この会議については、後に皇族会議令（一九〇七年皇室令第一号）が公布された。そして、第四が貴族院議員である。帝国憲法と貴族院令（一八八九年勅令第一号）のもとで、成年に達した皇族男子は貴族院議員に就職した。しかし、皇族議員が実際に議席に着くことはなかった。⁽¹⁷⁾ 皇族男子が貴族院議員に就職するのは世襲の権利であるが、陸軍刑法や海軍刑法など、現役の軍人が政治に関与することを禁止するさまざまな法令や訓示が存在したため、皇族男子は貴族院の議席に着かない方がよいとされたからである。⁽¹⁸⁾

公職のほかに、皇族は各種の事業団体の名誉職に就任していた。しかし、皇族が営利の事業に係るならば、皇室の権威を維持することができなくなるおそれがあったため、一八九九年四月一九日の内規によって、皇族は、営利を目的とする事業団体の名誉職に就任することができなくなり、営利を目的としない事業団体のそれに就任するには勅許を受けなくてはならなくなった。⁽¹⁹⁾ この内規の内容は後に皇族身位令に規定された。⁽²⁰⁾

さて、ポツダム宣言が受諾され、一九四五年一月三〇日、陸海軍が廃止されたため、陸軍大将の梨本宮と朝香宮鳩彦と東久邇宮稔彦、同中將の賀陽宮恒憲、同少將の秩父宮と閑院宮、同中佐の竹田宮と朝香宮孚彦、同少佐の三笠宮と東久邇宮盛厚、同大尉の賀陽宮邦寿が、海軍大将の伏見宮、同中將の久邇宮、同大佐の高松宮、同少佐の山階宮が軍籍を離脱した。同時に、一九四五年皇室令第五〇号によって、皇族男子が武官に就任するという規定が皇族身位令から削除されたのである。

二 貴族院議員辞職

すでに四五年一月二四日にGHQは日本政府に「恩給年金及利益ニ関スル覚書」(SCAPIN三三八)を發し、連合国最高司令官の命令によって罷免された者に対する利益の支出を禁止する措置をとるよう指令して⁽²¹⁾いた。さらに、四六年一月四日にGHQは日本政府に、「或る種類の政党、協会、結社その他の団体の廃止に関する覚書」(SCAPIN五四八)と「好ましくない人物の公職よりの除去に関する覚書」(SCAPIN五五〇)をも發した。SCAPIN五四八のもとでは、団体の重要役員のなかに、「一九三〇年一月一日以後、元日本帝国の正規の陸海軍の將校(略)であつた者」がいるならば、その団体はこの覚書に反した目的活動を促進するものとみなされた⁽²²⁾。また、SCAPIN五五〇の附属書A「罷免及び排除される者の範圍」は、時期を問わず、「正規の陸海軍將校」に就いた者をも罷免と排除の対象とした。この覚書のもとでは、通例勅任官以上の官等にある文官が占める官職が公職と定義され、この公職から罷免された者がSCAPIN三三八と同様に利益を得ることができなくなり、附属書Aに記載されている職務に就いていた者が貴族院議員を解職されることにもなつた⁽²³⁾。つまり、天皇や摂政、皇族會議員は勅任官ではなく、枢密院班列も、枢密顧問官に親任されたものではなかつたため、これらの職務は、この覚書の定義する公職ではなかつたのである。しかし、裕仁と三親王一二王は軍の將校に就任したことがあるため、「正規の陸海軍將校」に就任していた者として罷免と排除の対象となるならば、帝国憲法や旧典範のもとでの皇室財政の支出のうち、裕仁は、天皇の賄料である御費を、三親王一二王は皇族歳費を利用することができなくなり、また、三親王一二王は貴族院議員を解職されることになる。この場合、裕仁が天皇に

在位することや三親王一二王が摂政に就任することはほとんどできなかったと思われる。

五日、SCAPIN五五〇が翻訳された。⁽²⁴⁾藤田尚徳侍従長が裕仁にこの訳文を提出すると、裕仁は、「これは私にも退位せよというナゾではないだろうか」と尋ね、幣原喜重郎内閣総理大臣を通じてマッカーサー連合国最高司令官の考えを確認しようとしたが、藤田が止めたという。⁽²⁵⁾裕仁は、自分を罷免と排除の対象とすることをマッカーサーが考えているならば、自分が天皇に在位することはできないと考えていたと思われる。また、一四日、高松宮は元東京帝国大学教授の矢部貞治に、「軍人といふこと」などから自分がこの覚書に該当し、裕仁が退位するならば、太皇太后となる「節子」皇太后陛下」が摂政に就任すると述べた。⁽²⁶⁾旧典範のもとでは、摂政に就任する皇族男子が存在しないときは、皇后、皇太后、太皇太后、内親王および女王の順序により、成年に達した皇族女子——この皇族女子に配偶者は存在してはならなかった——が摂政に就任した。⁽²⁷⁾節子が摂政に就任するのは、天皇となる明仁には皇后がまだ存在せず、皇太后となる良子皇后には配偶者の裕仁が存在したからである。高松宮は、自分だけでなく成年に達した皇族男子はすべて軍の将校に就任したことがあるため、摂政に就任することはできないと考えていたのである。さて、二月一六日にはこの覚書に基づき、「就職禁止、退官、退職等ニ関スル件」という勅令案が枢密院に諮詢された。この案のもとでは、この覚書に該当する者として内閣総理大臣の指定する者(覚書該当者)で、帝国議会議員である者は失職することになる。⁽²⁸⁾二一日の審査委員会で、三笠宮が「本案ノ皇族ニ対スル適用関係」を質問すると、内容は分からないが、石黒武重法制局長官が答弁している。⁽²⁹⁾三笠宮も軍の将校に就任していたので、そのような皇族についても、この覚書に該当する者として内閣総理大臣は指定するつもりかと質問したと思われる。石黒の答弁に納得しなかったためか、二七日の本会議で三笠宮は、「皇族ノ取扱如何ニ付未ダ釈然タラザルモノアルモ之ガ解明ハ他日二期」⁽³⁰⁾すると述べている。このように、裕仁と軍の將

校に就任していた皇族男子はSCAPIN五五〇を強く意識していたのである。

すでに二二日にはSCAPIN五四八に基づき、「政党、協会其ノ他ノ団体ノ結成ノ禁止等ニ関スル件」(一九四六年勅令第一〇一号)が公布され、一月四日に遡って適用されていた。この勅令のもとでは、主要役員が、「昭和五年一月一日以後現役ニ在リタル正規ノ陸海軍ノ将校(略)タリシ者」に該当する団体は、内務大臣の特に定める場合を除き、結成することができなくなった。この勅令は六月一日に一九四六年勅令第三二二号によって改正され、そのような団体として内務大臣の指定するものは解散することになった。

二月二七日に「就職禁止、退官、退職等ニ関スル件」(一九四六年勅令第一〇九号)がほぼ原案どおりに施行された。ただし、文武官に関する法令が天皇にも適用されるように国内法が改正されることはなかったため、裕仁にはこの勅令が適用されなかった。日本政府は、裕仁を罷免と排除の対象とするつもりはなかったのである。これに対して、GHQが日本政府に、改めて裕仁をこれらの対象とする覚書を発することもなかった。GHQもそうするつもりはなかったと思われる。マッカーサーはすでに、極東国際軍事裁判において裕仁を戦争犯罪人として訴追しないことにしていたからである。⁽³¹⁾

二八日、この勅令の施行令である「昭和二十一年勅令第九号施行に関する件」(一九四六年閣令内務省令第一号)が施行され、その別表第一によると、正規陸軍将校は、陸軍補充令によって就任し、陸軍武官服役令によって現役に服した将校、また、正規海軍将校は、海軍武官任用令によって就任し、海軍武官服役令によって現役に服した将校と定義された。三親王一二王は正規陸軍将校または正規海軍将校に就任していたため、SCAPIN五五〇に該当する者として内閣総理大臣が指定することはできた。この勅令のもとで、各庁は、この覚書に該当するか否かを審査する調査表の提出を関係者に要求しなくてはならなかった。五月一日、高松宮は日本政府の

関係者から次のような話を聞いている。

「皇族ノ貴族院議席ニツキM C司令部【GHQ】ヨリ「追放」ニ対スル政府ノ処置甚ダ手緩シ、コレ以上テキキ
 パキヤラム（ナ）ラバM C司令部直接指令ス【略】グズ／＼シテキルナラバ政府ノ担当者ヲ処罰スルトノコト
 デ、政府側モアワテ早ク片ツケネバナラヌコトニナリ、皇族ニツイテハ「クエスチョネヤ」【調査表】モ出サヌ、
 議席ニモツカヌデホツカブリラスル第一案ナリシモ、「ヤハリ止メテ呉レ」「クエスチョネヤ」ハ出サヌコトニ
 交渉ス」

しかし、高松宮は、宮内省とGHQのバンカー副官らとの連絡から、「ソ」聯ガウルサイノデ「クエスチョネ
 ア」ハ全部ソロヘテオカヌト米側ガコマルトノコトモアリ、結局出スコト、ナルベシ」とも聞いている。高松宮
 は、「私トシテハ皇族ガ職業軍人テナイト云フ考ヘヲ持ツ。併シ實際「追放令」ニ該当スル職ニアツタコトハ、ソ
 ノトホリニ考ヘテモヨイト思フ」と日記に書いている³²。日本政府は当初、貴族院議員の皇族の調査表をGHQに
 提出するつもりはなかった。それならばGHQが調査表の提出を直接に指令すると警告すると、日本政府はGH
 Qと、調査表を提出しなくても済むように交渉した。しかし、それでは米国がソ連に批判されるため、やはり調
 査表を提出しなくてはならなくなったのである。これらの話を聞き、高松宮は、三親王一二王がSCAPIN五
 五〇に該当すると考えていたのである。実際には、三親王一二王は二三日に貴族院議員を辞職した³³。これは、三
 親王一二王が実際に調査表の提出を要求され、SCAPIN五五〇に該当するか否かを審査されなくても済むよ
 うにするためであると思われる。したがって、このときには、三親王一二王は覚書該当者とならなかったのだ
 る。

また、六月一九日からは高松宮も三笠宮も全く枢密院に班列しなくなった³⁴。二〇日に高松宮は裕仁に、覚書該

当者である枢密顧問官が辞職し、帝国憲法改正案が枢密院ですでに議決されているため、「枢密院ニ今後出ナイガヨイト思フ」と述べている。⁽³⁵⁾高松宮は枢密顧問官に親任されていたのではなかったが、枢密院に班列することによって、GHQが親王の調査表の提出を要求することを恐れていたのかもしれない。

さて、四七年二月一九日に大使館参事官の加瀬俊一（としかず）がGS（民政局）のマークム行政課長に、「高松宮は追放について、天皇が質問してくる前に、学べることをすべて学んでおきたいと言った」と伝えた。⁽³⁶⁾そこで、四月三日の晩餐会で高松宮がマークムに、「皇族ノ「ページ」について聞くと、マークムは、「一般的ニ軍人ダカラト云フノデハナク、個人ニツイテ考ヘル」と答えている。⁽³⁷⁾マークムは、正規陸軍将校または正規海軍将校に就任していたとの理由だけで、そのような皇族について、SCAPIN五五〇に該当する者として内閣総理大臣に指定させることは考えていなかったのである。

三 仮指定問題

四七年五月三日に帝国憲法が日本国憲法に改正されるに伴い、二日かぎり旧典範とその増補が廃止され、三日に現典範が施行された。また、二日かぎり、「皇室令及附属法令廃止ノ件」（一九四七年皇室令第一二号）によってすべての皇室令が、「枢密院官制及事務規定等の廃止に関する勅令」（一九四七年勅令第二〇三号）によって枢密院官制が廃止され、三日に「内閣官制の廃止等に関する政令」（一九四七年政令第四号）によって貴族院令が廃止された。つまり、二日かぎりで皇族会議と枢密院、貴族院が廃止されたのである。しかし、日本国憲法が施行された後に皇族の就任する公職として皇室会議の議員と予備議員が存在した。現典範のもとで、成年に達し

た皇族二名は、衆議院と参議院の議長と副議長、内閣総理大臣、宮内府（後に宮内庁）長官、最高裁判所の長官と判事一名とともに皇室会議を組織し、摂政の設置や皇族の皇籍離脱などを議することになり、この会議には予備議員一〇名も置かれた³⁸⁾。皇族議員二名とその予備議員二名は、成年に達した皇族の互選で当選し、任期を四年とした。サンフランシスコ平和条約が発効するまでは、四七年九月一六日の互選で、高松宮と秩父宮雍仁親王妃勢津子が議員に、三笠宮と高松宮宣仁親王妃喜久子が予備議員に当選した（一九四七年宮内府告示第一二二号）。また、五一年九月一六日の互選で、高松宮と三笠宮が議員に、勢津子と厚子内親王が予備議員に当選した（一九五一年宮内府告示第八号）。ただし、この間に皇室会議が開催されたのは四七年一〇月一二日だけである。

すでに一月四日、公職追放令の一九四六年勅令第一〇九号を改正した「公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令」（一九四七年勅令第一号）と、その施行令の一九四六年閣令内務省令第一号を改正した「昭和二十二年勅令第一号の施行に関する命令」（一九四七年閣令内務省令第一号）の別表第二によって改めて公職が定義されていたが、その後の法令の改正によっても、日本国憲法や現典範のもとでの天皇と摂政、皇室会議の議員と予備議員が公職と指定されることはなかった。しかし、この閣令内務省令のもとでも、正規陸軍将校と正規海軍将校の定義は改正される前と同様であり、正規陸軍将校または正規海軍将校に就任していた者については、SCAPIN五五〇に該当する者として内閣総理大臣が指定するべきであるとされた。旧典範とその増補が廃止され、日本国憲法と現典範が施行されたため、五月三日から天皇と皇族にも原則として一般の法令が適用されるようになった。しかし、一方で、裕仁は嘉仁の特旨によって軍の将校に就任しており、この閣令内務省令の定義する正規陸軍将校および正規海軍将校ではなかったため、SCAPIN五五〇に該当する者として内閣総理大臣が指定することはできなかったのである。このときにも、GHQが日本政府にこの閣令内務省令を改正させる覚書を発し、裕仁

を覚書該当者とするとはなかった。したがって、裕仁には、内廷にある皇族とともに、現典範と同じ日に施行された皇室経済法（一九四七年法律第四号）のもとで国庫から支出される皇室費の一種である内廷費が支出されていた。他方で、四六年八月一六日に伏見宮が死去したため、正規陸軍将校または正規海軍将校に就任していた皇族は三親王一王となり、これらの皇族が覚書該当者となるならば、皇室費の一種である皇族費が三親王一王に支出されなくなる。この場合も、三親王一王が摂政に就任することはほとんどできなかったと思われる。

四七年五月二〇日にマッカーサーが日本政府に、以前は公職に就任していたが現在は退任しているために、SCAPIN五五〇に該当するか否かについて審査されていない者を審査する計画を提出するように指示した³⁹。この指示に基づき、七月二日に一九四七年勅令第一一九号によって改正された。内閣総理大臣は、この覚書に該当するものと認める者について、調査表の提出を要求しないで、この覚書に該当する者としての仮の指定を行うことができ、この仮指定を受けた者は、異議を申し立てないかぎり、三一日日から覚書該当者とみなされた。第二節で述べたマーカムの考えを裏かえすと、皇族が皇籍を離脱するならば、正規陸軍将校または正規海軍将校に就任していたという理由だけで、その者について仮指定を内閣総理大臣に行わせることをGHQは決めていたと思われる。さて、秩父、高松、三笠の三宮家を除く一一宮家は、当初は、四六年一二月二七日に裕仁が公布した旧典範の増補改正のもとで皇籍を離脱する予定であった。このため、皇族費のうち、一一宮家の年金は、四七年三月三一日に公布された一九四七年度歳入歳出予算には計上されていなかった。しかし、一一宮家は、実際には、現典範のもとで皇籍を離脱することになった。このため、一一宮家の年金は、皇籍を離脱するときに支出される一時金とともに、一〇月六日に成立した一九四七年一般会計予算補正（第三号）にはじめて計上された。しかし、一〇日にGSのケードイス次長がホイットニー局長に提出した「皇族 被迫放者への

支出」という覚書では、皇籍を離脱する皇族のなかに、軍の将校に就任していた者が存在し、一五日ごろに被追放者として指定される予定であるため、被追放者に対する利益の支出を禁止したSCAPIN三三八との関係で、一時金をこれらの者には支出しないことが勧告された⁽⁴⁰⁾。一三日、皇室会議の議決によって、一四日に一一宮家は皇籍を離脱することになった。しかし、ついで開かれた皇室経済会議は、軍の将校に就任していた一一王には一時金を支出しないという案を全会一致で議決した⁽⁴¹⁾。この皇室経済会議は、皇室経済法のもとで、一時金の金額を、年金の一五倍に相当する金額を超えない範囲内において定めることができたのである。なお、皇室経済会議の議員は、衆議院の松岡駒吉議長、田中萬逸副議長、参議院の松平恒雄議長、松本治一郎副議長、片山哲内閣総理大臣、栗栖赳夫大蔵大臣、松平慶民宮内府長官、佐藤基会計検査院長であり、皇室会議と違い、皇族の議員は存在しなかった。一四日に一一宮家が皇籍を離脱し、そのなかで軍の将校に就任していた一人は一五日に仮指定を受けた⁽⁴²⁾。一六日、閑院宮と号されていた閑院春仁は宮内府長官の松平慶民から、「昭和二十二年勅令第一号第七条の二第一項の規定により、左の理由に基づき覚書に掲げる条項に該当する者として、仮の指定をする。理由、同人は正規陸軍将校であった。内閣総理大臣」という指定書を受けとったという⁽⁴³⁾。仮指定を受けた他の一〇人も同様の指定書を受けとったと思われる。したがって、仮指定を受けてから三一日目の一月一四日からこの一人一人は覚書該当者とみなされた⁽⁴⁴⁾。前述したとおり、一一宮家の年金は一〇月六日にはじめて計上されたため、SCAPIN五五〇によって一人一人には年金も支出されなかったと思われる⁽⁴⁵⁾。

一月二八日に内閣総理大臣の片山は資格審査(仮指定)結果公告第一号を『官報』に掲載し、正規陸軍将校および陸軍特別志願予備将校に就任していた四万五三四一名、正規海軍将校および海軍特別志願予備将校に就任していた二万三三五〇名らについて仮指定を行った⁽⁴⁶⁾。三親王も仮指定を受けたので、三一日目の一月二八日か

ら覚書該当者とみなされるはずであった。⁽⁴⁷⁾しかし、一二月七日に三親王は、誤載という理由で公告から名が削除されたため、仮指定がとりけされてしまったのである。⁽⁴⁸⁾この公告は、陸海軍が廃止される前に調製された最後の陸軍将校実役停年名簿や現役海軍士官名簿などに基づいて作成されたと思われる。⁽⁴⁹⁾公告には、すでに死去している「博恭王」が掲載されていただけでなく、一月一四日から覚書該当者とみなされた元皇族も、たとえば「稔彦王」のように掲載されていたからである。⁽⁵⁰⁾日本政府は三親王の仮指定を回避しようと考えていたが、三親王の名を削除しないまま『官報』に掲載してしまったというのが真相であると思われる。⁽⁵¹⁾このとりけしに関し、日本政府はGHQの承認を求めていたが、四八年一〇月までに返答は与えられていない。⁽⁵²⁾日本政府が三親王を覚書該当者にしないことをGHQが公認しないためであると思われる。ただし、六八年に裕仁は稲田周一侍従長に、「摂政になると予期して、戦時中の役目から追放になる身でありながら動きを見せた皇族もあるから、退位はなさらない方がよいと言ってくれたのは松平慶民であった」と語っている。⁽⁵³⁾また、宮内府（途中から宮内庁）次長を務めた林敬三も、「摂政にとなたかなられるとしても、直宮の方々は、一応、正規将校でいらしたということで公職追放という立場におられました」と回想している。⁽⁵⁴⁾三親王は実際には覚書該当者とみなされなかったが、三親王が摂政に就任するのは問題であると宮内官僚は考えていたのである。

四 団体総裁辞任

皇族が事業団体の名誉職に就任することについて規定した皇族身位令は、皇室令であったために四七年五月二日かぎりで廃止され、それに相当する新たな法令が後に制定されることはなかった。しかし、「皇室令及び附属法

令廃止に伴い事務取扱いに関する通牒」(一九四七年五月三日宮内府長官官房文書課発第四五号)には、「従前の規定が廃止となり、新しい規定ができていないものは、従前の例に準じて、事務を処理すること」と記されている⁽⁵⁴⁾。したがって、三日からも皇族は皇族身位令に準じ、営利を目的としない事業団体の名誉職にもつぱら就任してきたと思われる。

「公職適否審査委員会及び公職資格訴願審査委員会の廃止に関する政令」(一九四八年政令第六二号)によって、覚書該当者の指定は、不測の脱漏を除き、四八年五月一〇日かぎりで完了したとされた。しかし、翌日の一日、団体解散令の一九四六年勅令第一〇一号が一九四八年政令第八七号によって改正され、同日以後に、法務総裁の指定によって団体が解散したならば、その団体の要職を占めていた者は覚書該当者とみなされることになった⁽⁵⁵⁾。つまり、正規陸軍将校または正規海軍将校に就任していた皇族男子が要職に就任している団体さえ、法務総裁の指定によって解散するならば、その皇族男子は覚書該当者とみなされることになったのである。一八日にGSが法務庁特別審査局に、高松宮の關係している社会公共事業団体についての報告を口頭で要求してきた。秩父宮の關係しているそれについては要求されなかったのは、このときには秩父宮がそこで実際に活動することができなかったからであると思われる。また、三笠宮は四七年四月から五〇年三月まで東京帝国大学(途中から東京大学)文学部の研究生であったため、このときには団体の役員に就任していなかった⁽⁵⁶⁾。そこで、団体の解散によって親王たちが覚書該当者とみなされることのないようにするため、四八年六月一五日に芦田均内閣は閣議で、正規陸軍将校または正規海軍将校に就任していた皇族男子の場合は、文化、美術、スポーツ關係の一部を除き、団体の役員を辞任させることを決定した⁽⁵⁷⁾。実際に、二五日に滝内礼作特別審査局長はGS公職審査課のペアワルドに、秩父宮と高松宮がスポーツ団体で就任している地位が日本の若者に重大な影響を及ぼしているので、二人

ともその地位を辞任することを法務庁は薦めていると述べている。⁽⁵⁸⁾ さて、七月八日に内閣総理大臣の芦田は田島道治宮内府長官と、「皇族殿下の公職禁止の話」について相談している。また、九日に裕仁が芦田に、「皇族殿下の公職の問題」について話しており、芦田は、「これは早速にG・H・Qと交渉して決定致します」と答えている。⁽⁵⁹⁾ これらの「公職」はもちろん社会公共事業団体の役員を意味する。一二日、鈴木義男法務総裁が田島に、秩父宮と高松宮が団体の役員を辞任するように依頼した。その結果、同日付で高松宮が社団法人発明協会総裁と近江神宮奉賛会総裁を辞任し、三一日付で秩父宮が日本学術振興会総裁と財団法人光華会総裁、財団法人日本体育協会総裁、財団法人日本シヤム協会総裁を、高松宮が恩賜財団同胞援護会総裁と社団法人日本赤十字社総裁、恩賜財団済生会総裁、恩賜財団慶福会総裁、「日本人類学会、日本社会学会、民間伝承の会、日本考古学会、日本語学会、日本民族学学会」連合会名誉会長、共同募金中央委員会総裁、日本国際学生協会会長を辞任した。また、一二日に鈴木は田島に、秩父宮と高松宮が、役員を留任することのできる団体においても、団体を代表したり、意思決定を行ったりしないように要請している。なお、留任することのできた団体の役員は、秩父宮が日本瑞典協会総裁と日本学生陸上競技連合名誉総裁、日本陸上競技連盟総裁、日本ラグビー蹴球協会総裁であり、高松宮が財団法人国際文化振興会総裁と財団法人日本美術協会総裁、日本バスケットボール協会総裁であった。⁽⁶⁰⁾ この措置は、八月二〇日に特別審査局からGSのネピア公職審査課長に文書で報告された。

さて、四九年四月四日に一九四六年勅令第一〇一号が団体等規正令（一九四九年政令第六四号）に改正されても、主要役員が、「昭和五年一月一日以後現役にあつた正規の陸海軍の将校（略）であつた者」に該当する団体は、法務総裁の特に指定するものを除き、解散させられることになり、その団体の要職を占めていた者は覚書該当者とみなされることになった。しかし、その後、正規陸海軍将校に就任していた者は、まず営利企業、文化、スポー

ツ、親睦などの団体については、そのつど法務総裁の指定を受けて主要役員に就任することができるようになった。⁽⁶²⁾このため、三笠宮も吉田茂内閣の大橋武夫法務総裁の指定を受け、五一年三月二七日に財団法人友愛十字会名誉賛助員に、九月二九日に財団法人日本レクリエーション協会総裁に就任したのである。⁽⁶³⁾さらに、正規陸海軍将校に就任していた者の大部分について追放解除が行われたため、二月一八日、「団体等規正令第五条の運用について」（法務府特審監第九五八号）という通達によって、正規陸海軍将校に就任していた者は、団体等規正令のもとで要届出団体に該当する政治的な団体の主要役員に就任するときにだけ法務総裁の指定を受ければよいことになった。⁽⁶⁴⁾このため、二二日に高松宮が財団法人東京動物園協会総裁に就任したときには法務総裁の指定を受けることがなかったのである。⁽⁶⁵⁾

五二年四月二八日、サンフランシスコ平和条約が発効したため、「公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令等の廃止に関する法律」（一九五二年法律第九四号）によって、公職追放令の一九四七年勅令第一号が廃止された。⁽⁶⁶⁾したがって、三親王が覚書該当者になる可能性はもはや存在しなくなった。また、七月二二日に破壊活動防止法（一九五二年法律第二四〇号）によって団体等規正令が廃止された。したがって、三親王が団体の役員に就任することを制限する法令も存在しなくなったのである。

結

序論で述べた中村の議論で検討するべき第一点についてまとめると、裕仁は、日本国憲法や現典範のもとで一般の法令が適用されるようになった後にも、正規陸軍将校および正規海軍将校に就任していたのではなかったた

め、SCAPIN五五〇に該当する者として内閣総理大臣が指定することはできなかった。GHQも日本政府に、改めて裕仁を罷免と排除の対象とする覚書を発することはなかった。三親王は正規陸軍将校または正規海軍将校に就任していたが、SCAPIN五五〇に該当する者として内閣総理大臣が指定することはなかった。第二点についてまとめると、天皇や摂政の地位が、追放の対象となる公職と指定されることはなかった。しかし、裕仁や三親王が覚書該当者になっていたならば、裕仁は内廷費を利用することが、三親王は皇族費を獲得することができなくなり、裕仁が天皇に在位することや三親王が摂政に就任することはほとんどできなかったはずである。

ただし、中村と違い、当時の日本社会では、皇室における公職追放問題についてはほとんど認識されていなかった。SCAPIN五五〇が発せられたとき、職業軍人であった皇族男子は追放されると報じられた⁽⁶⁷⁾。しかし、大元帥であった裕仁が追放を免れていることは、新聞などでは全く批判されなかった。一一王は皇籍を離脱した後、に仮指定を受け、覚書該当者とみなされたが、三親王が仮指定を受けても後にそれをとりけされたことは批判されていない。軍籍にあった皇族は団体の役員を辞任させるという芦田内閣の閣議決定は報じられていた⁽⁶⁸⁾。しかし、三親王が覚書該当者の指定を免れていることは、このときには批判されなかったのである。

従来、裕仁の戦争責任問題としては、天皇制の廃止問題や裕仁自身の戦犯訴追問題、退位問題が論じられてきた。しかし、公職追放令は、戦争遂行の責任者を公職から罷免して排除することを規定していた。皇室における公職追放問題の重要性が当時の日本社会で十分に認識され、議論されていたならば、裕仁だけでなく皇族の戦争責任問題についても別の展開がありえたであろう。

(1) 中村哲「憲法上の天皇」『人民評論』第四卷第九号、一九四八年一〇月、三頁。同稿は、連合国最高司令官総司令

部（GHQ）の事前検閲をそのまま通過している。国立国会図書館憲政資料室所蔵「プランゲ文庫 日本占領期検閲雑誌」。

（2）本稿では、明治、大正、昭和の追号を贈られた天皇を睦仁、嘉仁、裕仁と名で記す。

（3）旧典範のもとでは、天皇と皇太子と皇太孫の成年は一八歳で、他の皇族のそれは二〇歳である。現典範は、前者について旧典範と同じく一八歳と規定しているだけであり、現典範が施行されてからは、後者は国民の成年と同じく二〇歳である。

（4）ハンス・J・ベアワルド『指導者追放 占領下日本政治史の一断面』勁草書房、一九七〇年、二一一―二二頁。

（5）高久嶺之介「近代皇族の権威集団化過程 その二 皇族の権威の社会化過程」『社会科学』〈同志社大学人文科学研究所〉第二八号、一九八一年三月。

（6）坂本悠一「皇族軍人の誕生 近代天皇制の確立と皇族の軍人化」岩井忠熊編『近代日本社会と天皇制』柏書房、一九八八年。

（7）帝国憲法第三条「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」は、「法律ハ君主ヲ責問スルノ力ヲ有セス」と解釈されていた。伊藤博文「帝国憲法皇室典範義解」国家学会、一八八九年、五頁。高久嶺之介「大正期皇室法令をめぐる紛争（上）皇室裁判令案・王公家軌範案・皇室典範増補」『社会科学』〈同志社大学人文科学研究所〉第三二号、一九八三年二月、一六四―一六五頁。

（8）高久、前掲「大正期皇室法令をめぐる紛争（上）」一七〇―一七一頁。

（9）成年に達した皇族男子で、武官に就任しなかった者については、坂本、前掲「皇族軍人の誕生」二四七―二四九頁。

- (10) 本稿では、特に注記しないかぎり、ここで挙げた四勅令が、それらに相当する旧法令を含むものとする。ただし、伏見宮は日本の海軍兵学校を中退してドイツに留学しており、海軍武官任用令に相当する旧法令の一つである海軍高等武官任用条例（一八九三年勅令第二五〇号）によって、ドイツの海軍兵学校を卒業した後に海軍少尉に就任した。『博恭王殿下を偲び奉りて』御伝記編纂会、一九四八年、二五、三四―三五頁。また、海軍少佐の山階宮は一九二四年から神経過敏症で療養していたため、三二年一月三日、ポツダム宣言受諾以前の時期に三親王一二王のなかでただひとり予備役に編入された。『山階宮三代』下、山階会、一九八二年、五七三、六一〇頁。
- (11) 井原頼明『増補皇室事典』富山房、一九四二年、二八頁。『官報 号外』一九一二年九月九日。同、一九二五年一月三十一日。
- (12) この理由については、瀬畑源「明仁皇太子の教育に関する一考察」『年報日本現代史』第九号、二〇〇四年、八三―八四頁。
- (13) なお、陸軍大将の東久邇宮稔彦は一九四五年八月一七日、内閣総理大臣兼陸軍大臣に就任し、裕仁の特旨によって現役に列したままとなった。東久邇宮は二三日に陸軍大臣の兼任を免ぜられ、九月二日に予備役に編入された。『官報 号外』一九四五年八月一七日。『官報』一九四五年八月二七日、一四七頁。防衛省防衛研究所図書館所蔵「元陸軍将校名簿（本科将校の部）」復員局庶務課調製、一九五三年八月、二頁。この理由については、永井和『近代日本の軍部と政治』思文閣出版、一九九三年、三六一―三七頁。
- (14) 『官報 号外』一八八八年五月一八日。
- (15) 諸橋襄『明治憲法と枢密院制 枢密院制度論』芦書房、一九六四年、四二―四三頁。『枢密院会議事録』第三卷、東京大学出版会、一九八四年、一四四頁。同、第九六卷、一九九六年、一五八頁。

- (16) 秩父宮家『雍仁親王実紀』吉川弘文館、一九七二年、六四二、六四五頁。
- (17) 衆議院／参議院編『議會制度百年史 議會制度編』大蔵省印刷局、一九九〇年、二九頁。
- (18) 大原康男「軍人の政治不干与」の一面 皇族の文武兼職をめぐる『軍事史学』第一七卷第三号、一九八一年一二月、一七―二四頁。
- (19) 『明治天皇紀 第九』吉川弘文館、一九七三年、六三三―六三四頁。
- (20) 高久、前掲「皇族の権威の社会化過程」八二―八五頁。
- (21) 『日本管理法令研究』第一卷第五号、一九四六年八月、法令条文、四一―四六頁。
- (22) 同、第一卷第七号、一九四六年一〇月、法令条文、四〇頁。
- (23) 同、法令条文、一八、二〇、二四、二六頁。
- (24) 木下道雄『側近日誌』文藝春秋、一九九〇年、一〇二頁。
- (25) 藤田尚徳『侍従長の回想』講談社、一九六一年、二一四―二一五頁。
- (26) 『矢部貞治日記』櫟の巻、読売新聞社、一九七四年、三頁。
- (27) なお、現典範には、配偶者の存在する皇族女子は摂政に就任しえないという規定は存在しない。
- (28) 国立公文書館所蔵「枢密院御下付案 昭和二十一年」件名番号一一。
- (29) 国立公文書館所蔵「枢密院委員会録 昭和二十一年」件名番号三。
- (30) 国立公文書館所蔵「枢密院会議筆記 昭和二十一年二月二十七日」。
- (31) 山極晃／中村政則編『資料日本占領1 天皇制』大月書店、一九九〇年、四六三―四六四頁。
- (32) 高松宮宣仁『高松宮日記』第八卷、中央公論社、一九九七年、三五四頁。ここでは、「」内は同書の編者による

ものであり、【 】内は引用者によるものである。

- (33) 『第九十回帝国議会貴族院議事速記録』第一号、一九四六年六月二一日、三頁。なお、軍の将校に就任することのなかった賀陽宮治憲王が一九四六年七月三日に成年に達して貴族院議員に就職するが、一〇月八日に辞職した。同、第四三号、一九四六年一〇月二二日、六一五頁。治憲は成年に達した後、「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」によって、旧典範の増補のもとで皇籍を離脱する予定であった。神崎豊「一九四七年一〇月における一一宮家の皇籍離脱」『年報日本現代史』第一一号、二〇〇六年、二九六―二九七、三一〇―三一頁。したがって、裕仁が退位したとしても、治憲が摂政に就任することはなかったと思われる。
- (34) 国立公文書館所蔵「枢密院会議筆記 昭和二十一年六月十九日」。
- (35) 高松宮、前掲『高松宮日記』第八卷、三七三頁。
- (36) IOKIBE Makoto and FUKUNAGA Fumio eds, *The Occupation of Japan, Part 3: Reform, Recovery and Peace, 1945-1952* (Maruzen, 19--), 3-A-473. 訳は引用者によるものである。なお、この史料によると、Shunichi Kase³⁶が発言したとしているが、加瀬俊一(しゅんいち)は一九四六年に特命全権公使を辞任している。このときに高松宮邸の集会で来客の人選に当たっていたのは加瀬俊一(としかず)の方であり、同年に大使館参事官に就任していた。『加瀬俊一回想録』下、山手書房、一九八六年、一〇四、一〇七頁。以上の理由から、筆者は、この人物は(としかず)であると判断した。
- (37) この会見に同席した加瀬俊一も(としかず)の方である。高松宮、前掲『高松宮日記』第八卷、四四九、五五一頁。
- (38) 一九四七年五月三日に宮内省は宮内府となり、四九年六月一日に宮内府は宮内庁となった。なお、旧典範と違い、

現典範は議会の議決する法律であるため、皇室会議が現典範の改正を議することはない。

- (39) 『GHQ日本占領史 第6巻 公職追放』日本図書センター、一九九六年、四八頁。
- (40) IOKIBE and FUKUNAGA eds., *The Occupation of Japan, Part 3, 3-A-679*.
- (41) 「皇室経済会議における議長説明」「皇族の身分を離れられる皇族に対する一時金額による皇族費支出に関する件 皇室経済会議々事録」宮内庁行政文書「皇室経済会議録昭和二十二年度」。以下、宮内庁行政文書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（一九九九年法律第四二二号）、いわゆる情報公開法に基づき宮内庁が筆者に対して部分開示を行ったものである。
- (42) 『読売新聞』一九四七年一〇月一六日。
- (43) 閑院純仁『私の自叙伝』人物往来社、一九六六年、四二一頁。著者名は、閑院春仁の後の改名である。
- (44) 一九四七年一二月七日の資格審査結果公告第二〇号に、仮指定に対する異議申立期間の満了した者として、この一人の氏名が掲載された。『官報 号外』一九四七年一二月七日、七頁。
- (45) このことが理由の一つであると思われるが、一九四七年一般会計歳入歳出決算によると、皇族費が六万五千七百九円も余っている。神崎、前掲「一九四七年一〇月における一一宮家の皇籍離脱」三二〇頁。以上、一一宮家の皇籍離脱については、同、三〇七―三一二頁。
- (46) 『官報 号外』一九四七年一月二八日、一、一〇九、一一〇頁。
- (47) ただし、秩父宮は「雍仁王」と誤記されている。同、八七、一〇一、一四〇頁。
- (48) 同、一九四七年一二月七日、八頁。
- (49) これらの名簿は、陸軍武官進級令（一九四一年勅令第一九七号）や海軍武官進級令（一九二〇年勅令第五八号）

——いずれも、それに相当する旧法令を含む——によって調製されるものなので、嘉仁の特旨によって進級した裕仁の名は掲載されなかった。井原、前掲『増補皇室事典』二八頁。

(50) ただし、これらの元皇族のうち、梨本宮と号されていた梨本守正は、一九四五年二月二日から四六年四月一日までA級戦犯容疑者として巣鴨拘留所に拘禁されていたためか、他のA級戦犯とともに資格審査（仮指定）結果公告第五号に掲載されているが、「守山王」と誤記されている。『官報 号外』一九四八年一月三十一日、一頁。

(51) 「皇室に関する諸制度の民主化」外務省特別資料部第一課、一九四八年一月、八一頁。これは、情報公開法に基づき外務省が筆者に対して部分開示を行ったものである。

(52) 『徳川義寛終戦日記』朝日新聞社、一九九九年、四九八頁。松平は一九四八年六月五日に宮内府長官を辞任し、七月一八日に死去した。

(53) 『林敬三談話第六回速記録』内政史研究会、一九七四年、一四五頁。林は一九四八年八月二日から五〇年一月九日まで宮内府（途中から宮内庁）次長を務めた。

(54) 大原康男編『詳録・皇室をめぐる国会論議』展転社、一九九七年、二四五頁。

(55) 一九四六年勅令第一〇一号のもとで、解散するべき団体を指定する者は内務大臣であったが、一九四八年一月一日に「内務省官制等廃止に伴う法令の整理に関する法律」（一九四七年法律第二三九号）によって主務大臣に、二月一日に「法務庁設置に伴う法令の整理に関する法律」（一九四七年法律第一九五号）によって法務総裁に改められた。

(56) 三笠宮崇仁『古代オリエント史と私』学生社、一九八四年、四〇頁。前掲「皇室に関する諸制度の民主化」八八頁。

- (57) 前掲「皇室に関する諸制度の民主化」八六一―八九頁。
- (58) 増田弘／細谷正宏編『GHQ民政局資料「占領改革」第5巻 公職追放II』丸善、二〇〇〇年、三七―一頁。
- (59) 『芦田均日記』第二巻、岩波書店、一九八六年、一五二―一五三頁。
- (60) 「諸団体総裁御辞任の件」宮内庁行政文書「名誉総裁御就任等関係昭和二十三年」。
- (61) 前掲「皇室に関する諸制度の民主化」八九頁。
- (62) 「皇族が団体の役員に就任されることについて」宮内庁行政文書「名誉総裁御就任等関係昭和二十七年」。
- (63) 「友愛十字会名誉賛助員推戴の件」「日本レクリエーション協会総裁に御就任の件」宮内庁行政文書「名誉総裁御就任等関係昭和二十六年」。
- (64) 「皇族が諸団体の主要役員に就任されることについて 覚」宮内庁行政文書「名誉総裁御就任等関係昭和二十七年」。
- (65) 「東京動物園協会総裁に御就任の件」同。
- (66) 一九五二年四月二八日に「昭和二十二年勅令第一号の施行に関する命令等を廃止する総理府令」（一九五二年総理府令第一六号）によって、一九四七年勅令第一号の施行令である一九四七年閣令内務省令第一号も廃止された。
- (67) 『民報』一九四六年一月一日。ただし、この記事には、追放される皇族男子として、伏見宮、閑院宮、山階宮はなぜか挙げられていない。
- (68) 『朝日新聞』一九四八年六月一八日。

〔二〇〇七年三月二十三日の審査を経て、同年五月十六日掲載決定〕

（一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程）